

## 県議会からのお知らせ

### 本会議場を団体見学するには

お問い合わせは、  
議会事務局総務課 (082-513-4721)

本会議等の行事のない日は、次の時間帯において  
本会議場の団体見学ができます。

午前 9:00～11:30  
午後 1:00～ 5:00  
(土・日、祝日等を除く)

### 議会情報コーナー

お問い合わせは、  
議会事務局総務課 (082-513-4721)

議事堂1階の「議会情報コーナー」では、開示請求  
等の相談・受付のほか、議会資料の閲覧を行って  
おります。

午前 9:00～午後 5:00  
(土・日、祝日等を除く)

### 県議会のホームページ

お問い合わせは、  
議会事務局政策調査課  
(082-513-4743)

県議会の仕組みや、活動の状況をインターネットで  
も紹介しています。

●ホームページアドレス  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/>

### インターネット中継

本会議、常任委員会、特別委員会の模様をライブ  
中継及び録画中継により視聴することができます。

### 議事録の閲覧と検索

過去の本会議・委員会の会議録の内容をことば、  
発言者、日付等をもとに検索することができます。  
(登録期間はそれぞれ異なりますので、ご確認ください。)

### 広報紙・テレビ広報番組

お問い合わせは、  
議会事務局政策調査課  
(082-513-4743)

定例会ごとに、広報紙「ひろしま県議会だより」に  
より本会議における主な質疑や県議会の活動状況  
をお知らせしています。また、テレビ広報番組「ひ  
ろしま県議会ダイジェスト」も放送しています。  
(どちらも県議会のホームページでもご覧いただけます。)

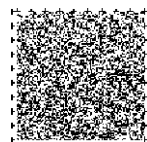


県 章

(昭和43年7月16日制定)

## 広島県議会

〒730-8509 広島市中区基町10-52 TEL082-228-2111 (大代表)  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/>



# 県議会のしおり

令和7年度

このパンフレットは、音声  
コード「Uni-Voice」が両面  
に印刷されています。  
専用アプリなどで読み取る  
と、内容を音声で聞くことが  
できます。

広島県議会





# 県民のみなさんへ



議長  
中本 隆志



副議長  
山下 智之

このような中、県議会としましては、議員一人一人が公正かつ健全な政治を実践することはもとより、時代の変化に即応し、県民の皆様の多様なご意見をこれまで以上に真摯に受け止め、県政に反映させる役割が求められていると考えております。

このため、県民視点で行動する議会として、監視機能や政策立案機能の更なる強化に努めるとともに、県民の皆様にわかりやすい議論を尽くし、県議会をより身近に感じていただくための議会改革を、積極的に進めてまいります。

今後とも、県民の皆様への負託に応え、信頼される議会を構築してまいります。

この冊子をご覧になった皆様が、県議会に対する理解を深めていただき、県議会がより身近なものとなれば幸いです。

被爆・終戦80年の節目の年を迎える中、G7広島サミットや日本被団協のノーベル平和賞受賞の効果もあり、国内外から多くの方が平和と復興の象徴である広島を訪れています。しかしながら、国際社会に目を向けると、世界各地で終わりの見えない武力紛争が続いており、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けた広島の果たすべき役割は一段と高まっています。

また、JＲ広島駅ビルの開業や日本で初めて駅ビルの2階に路面電車が乗り入れる駅前大橋ルートの開通等により、にぎわいと交流の創出や本県の中核拠点性の向上が期待されているところであります。

一方で、加速度的に進む少子化等の問題や米国税施策、長引く物価高の影響などにより先行きへの不透明感も増しており、取り組むべき課題は山積しています。

## 県議会とは

### 県民の代表による話し合いの場

私たちの住む広島県を、豊かな住みよい地域社会にするためには、みんなで話し合い、それを実行していかなければなりません。

しかし、県民のみなさんが全員集まって話し合うことは事実上不可能です。そこで、選挙によって代表者を選び、県民のみなさんの代わりに話し合いを行います。

### 議決機関と執行機関 県政の両輪

県議会は議決機関と呼ばれ、議案などの審議を通して県民の求める県政の基本的な方針を決めます。

そして、知事をはじめとする執行機関は、議会の決定に沿って仕事を進めることになります。そこで、両者の関係は、県政の両輪ともいわれています。

この議決機関である県議会と執行機関である知事及び行政委員会（教育委員会、公安委員会等）が、県政の大きな二つの柱なのです。

また、県議会は、執行機関が行った仕事が本当に県民のためになったかどうかについてのチェックもしています。

### 県議会の仕事

#### 議 決

県議会は、地方自治法などで多くの仕事（権限）が与えられ、県政の重要なことを審議決定する大切な役目を持っています。議会の仕事の主なものは、次のとおりです。

議会に与えられた仕事の最も重要なもので、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、金額の多い契約の締結など県政の重要事項について議決します。

#### 選挙と同意

議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。また、副知事、教育長など重要な地位につく人を知事が任命等する場合には、議会の同意が必要です。

#### 調査と検査

県の仕事に議会が決めたとおり正しく行われているかどうか、事務の内容を調査・検査したり、必要によっては、関係のある人に来てもらって、調べたり意見を聞いたりします。

#### 意見書の提出・決議

県民の福祉や利益となることについて、国会や関係省庁などに意見書を提出したり、時の国政、社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。

#### 請願・陳情の受理

県民から提出された請願は、いろいろな観点から審査して、その内容が県政や県民にとって適当と認められるときは採択し、執行機関に適切な措置を求めます。陳情は、関係する委員会に送付します。

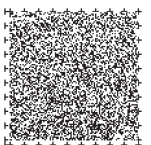


## C O N T E N T S

|            |   |
|------------|---|
| 県議会とは      | 1 |
| 県議会の組織     | 3 |
| 県議会の活動     | 4 |
| 議案が採決されるまで | 5 |

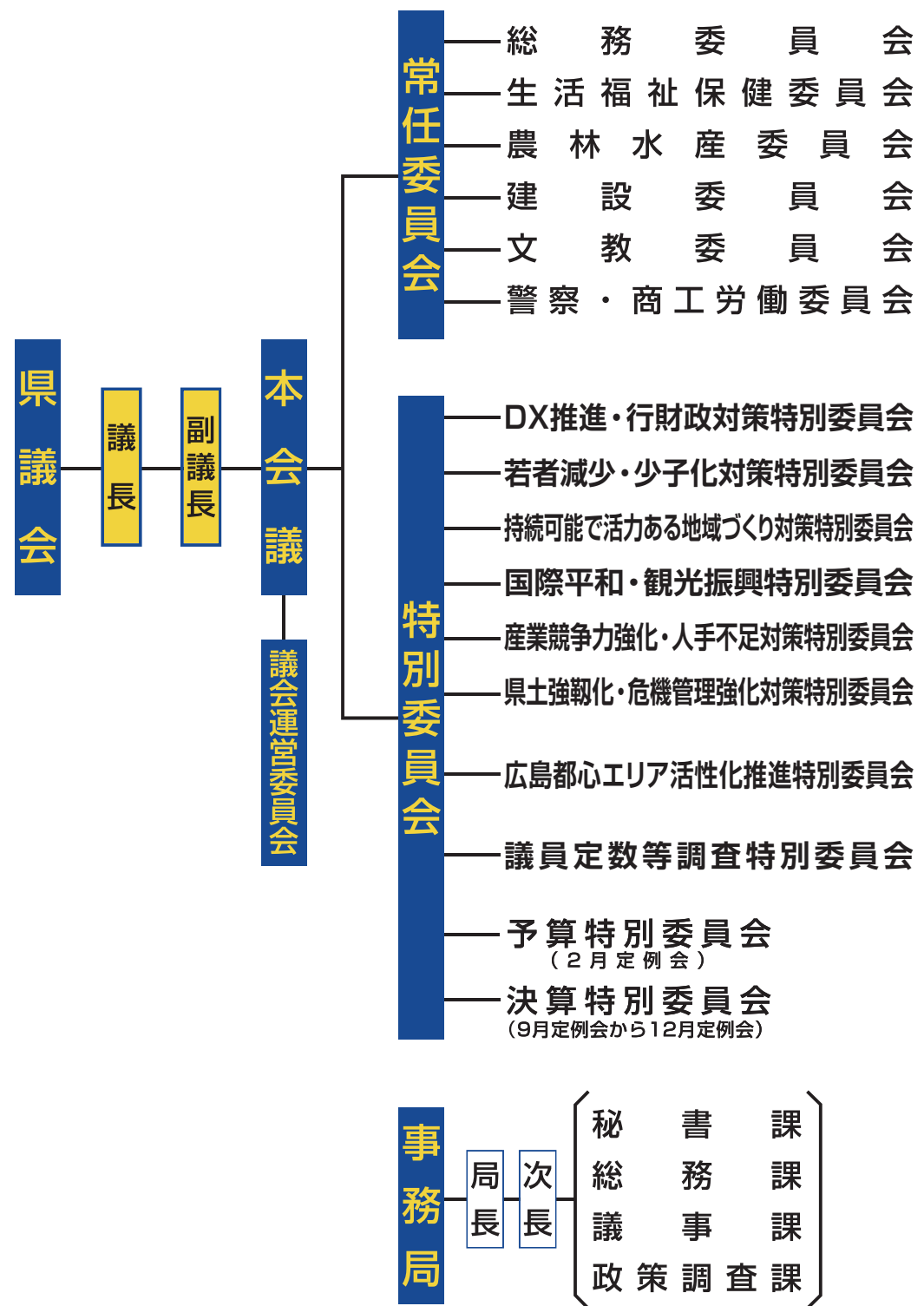
|              |    |
|--------------|----|
| 県議会議員の選挙区と定数 | 6  |
| 議員プロフィール     | 7  |
| 委員会名簿        | 11 |
| 請願・陳情        | 12 |

|            |    |
|------------|----|
| 県議会の傍聴     | 13 |
| 県議会の情報公開など | 13 |
| 県議会議場図     | 14 |





# 県議会の組織



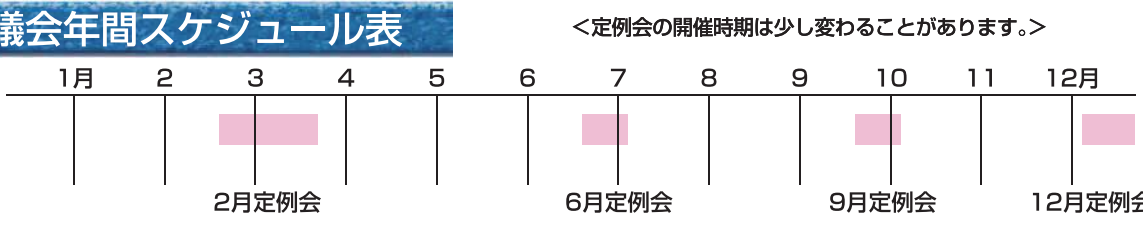
# 県議会の活動

県議会は県民生活に関わるさまざまな案件について検討・調査するだけでなく、県民の意思を県政に反映させるためのさまざまな活動を行っています。

## 県議会の活動

定例会は、年4回、知事の招集により開催されます。臨時会は、特に緊急な事案が生じたとき、議長から議会運営委員会の議決を経て請求があったとき、または、議員定数の4分の1以上の議員から請求があったときに招集されます。なお、会議の日数（会期）は、その都度、議会で決められます。

## 県議会年間スケジュール表



## 本会議・委員会

### 本会議

本会議とは、全議員で構成する会議のことで、すべての議案に対する議会の最終的な意思を決定します。会議は、議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長の宣告により開会され、議長が、その日の議事日程に従い、会議を進めます。

### 委員会

- ・議会運営委員会  
議会の円滑な運営を図り、議会内各会派間の連絡調整を行います。
- ・常任委員会  
議会開会中に本会議に提出された議案などを、専門的に審査・調査します。  
県の仕事を部局ごとに分けて、6つの委員会が置かれ、議員は必ずいずれかの委員会に所属しています。  
なお、議会閉会中においても、月1回程度、担当する行政施策の審査・調査を行います。
- ・特別委員会  
特定の事項を審査・調査するため、必要に応じて本会議の議決によって設置されます。  
なお、2月定例会では、予算関係を集中審査するため予算特別委員会が、9月定例会では、決算関係を集中審査するため決算特別委員会が設置されます。

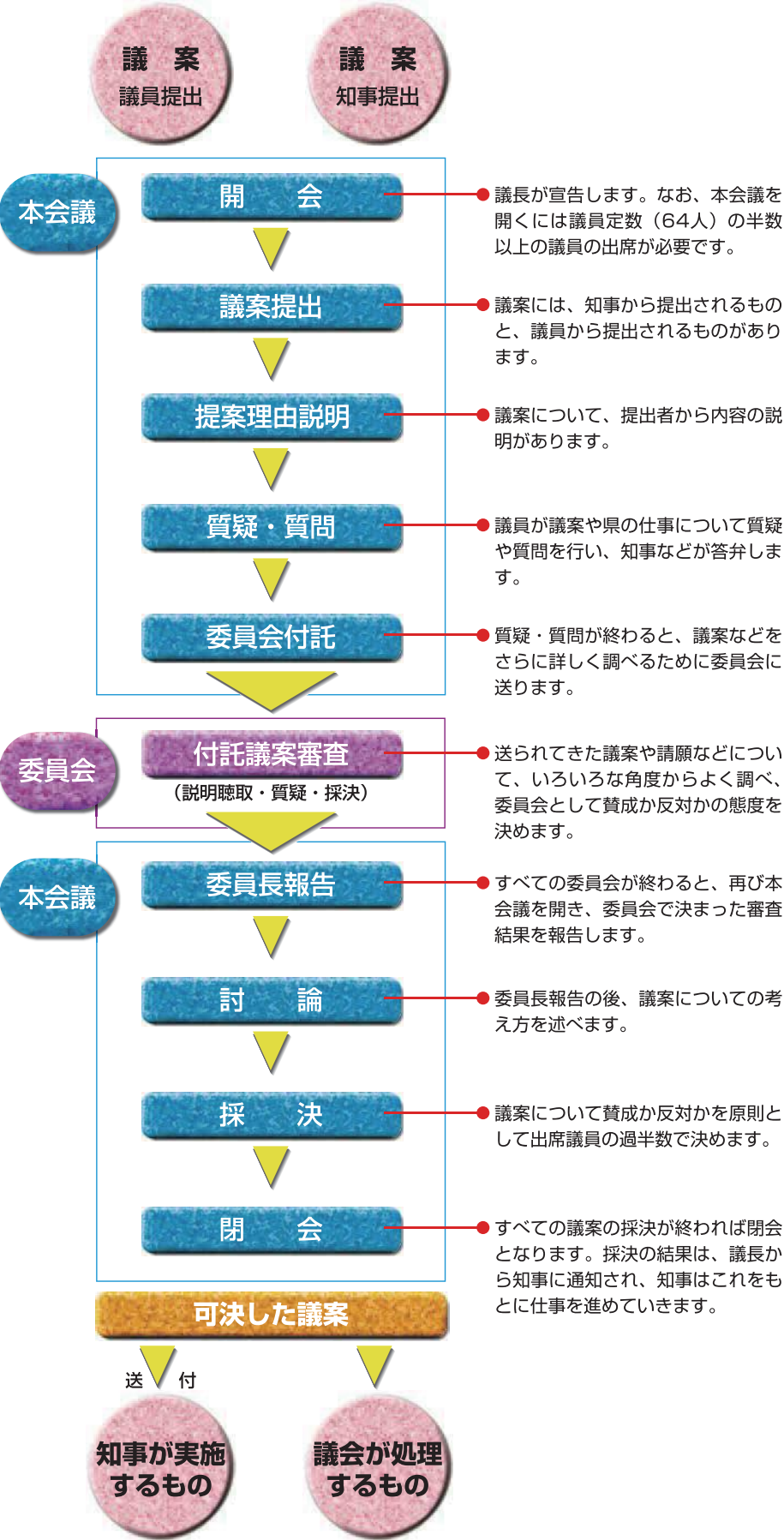


常任委員会審査

## 議会閉会中の活動

県議会では、閉会中も、委員会や各種の会議を開いて、県の執行機関やその他の関係者と話し合ったり、研究調査のための視察を行ったり、県民の意思を県政に反映させるための種々の活動を行っています。

# 議案が採決されるまで



## 質疑と質問

質疑とは、議員または知事から提出された議案に対して、疑問や不明確な点をただす発言をいいます。  
また、質問とは、県政に関して執行機関が今までどう行ってきたか、また、現在はどうか、そして将来はどうするかをただす発言をいいます。  
本会議では質疑と質問を併せて行っていますが、これには代表質問と一般質問があります。

## 討論

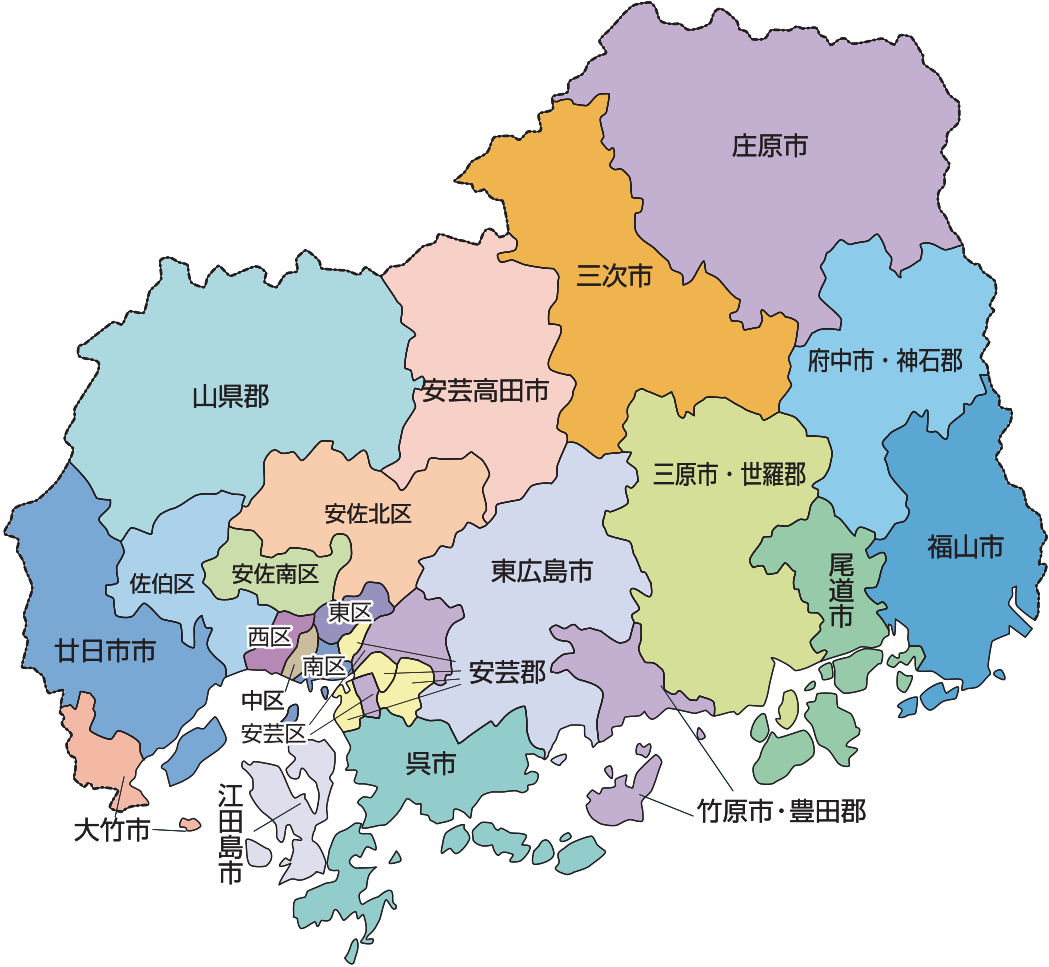
議員は、議案などの採決の前に、賛成か反対かの意見を表明することができます。これを討論といいます。

## 採決

議案などの審議が十分に尽くされると、議長は、出席議員に対して賛成か反対かを問い、可否を決します。議案及び請願の採決は、通常、起立採決によります。特別な場合は、投票（記名又は無記名）によることもあります。  
なお、定例会の会期中に審議が十分に尽くされないときは、議会の議決により、次の定例会までの継続審査として所管の委員会で審査することもあります。

# 県議会議員の選挙区と定数

県議会議員の選挙区は、公職選挙法により郡と市（広島市にあっては区）の区域によることとされており、広島県議会議員の選挙区数は23選挙区となっています。  
また、地方自治法では、条例により議員定数を定めることとされており、広島県議会は総定数64人としています。



| 選挙区名 |      | 定数 | 選挙区名    |    | 定数    | 選挙区名 |  | 定数 |
|------|------|----|---------|----|-------|------|--|----|
| 広島市  | 中区   | 3  | 呉市      | 5  | 大竹市   | 1    |  |    |
|      | 東区   | 3  | 竹原市・豊田郡 | 1  | 東広島市  | 4    |  |    |
|      | 南区   | 3  | 三原市・世羅郡 | 3  | 廿日市市  | 2    |  |    |
|      | 西区   | 4  | 尾道市     | 3  | 安芸高田市 | 1    |  |    |
|      | 安佐南区 | 5  | 福山市     | 10 | 江田島市  | 1    |  |    |
|      | 安佐北区 | 3  | 府中市・神石郡 | 1  | 安芸郡   | 3    |  |    |
|      | 安芸区  | 2  | 三次市     | 1  | 山県郡   | 1    |  |    |
|      | 佐伯区  | 3  | 庄原市     | 1  | 23選挙区 | 64   |  |    |



# 議員プロフィール

私たち県議会議員は、みなさんの代表として県民生活の向上のため行動しています。県政について、わからないこと、要望などがありましたら、気軽に声をかけてください。

広島市中区



はやし たいぞう  
**林 大蔵**  
自民議連 (2)  
昭和44.1.21



くすのき けん  
**蔵本 健**  
無所属ひとわ (2)  
昭和47.6.21



いのうえ けんいちろう  
**井上 謙一郎**  
公明党 (1)  
昭和48.10.31

広島市東区



おかた なおゆき  
**緒方 直之**  
自民議連 (6)  
昭和49.1.7



たけはら てつ  
**竹原 哲**  
自民議連 (2)  
昭和48.10.6



はいおか かな  
**灰岡 香奈**  
自民議連 (2)  
昭和58.6.28



ふじい としこ  
**藤井 敏子**  
日本共産党 (1)  
昭和28.6.18



広島市安佐北区

ひがし やすゆき  
**東 保幸**  
民主県政会 (6)  
昭和29.4.10



やまがた しのぶ  
**山形 しのぶ**  
自民議連 (1)  
昭和48.12.3



(欠 員)

広島市安芸区



ひがし としひろ  
**檜山 俊宏**  
自民会 (12)  
昭和19.12.7



うの かんじ  
**上野 寛治**  
民主県政会 (1)  
昭和57.9.24



ほし けんじ  
**畑石 顕司**  
自民議連 (3)  
昭和48.8.15



かきのもと ただもり  
**柿本 忠則**  
民主県政会 (2)  
昭和57.3.23

広島市南区



なかもと たかし  
**中本 隆志**  
自民議連 (8)  
昭和33.10.5



なかはら こうじ  
**中原 好治**  
民主県政会 (7)  
昭和38.2.23

広島市佐伯区



とみなが けんぞう  
**富永 健三**  
自民議連 (8)  
昭和24.8.25



みやざき やすのり  
**宮崎 康則**  
自民議連 (4)  
昭和41.3.24



たきもと みのる  
**瀧本 実**  
民主県政会 (4)  
昭和43.5.17



呉市

きと つねひろ  
**城戸 常太**  
広志会 (10)  
昭和20.7.10



くぼた やすひさ  
**窪田 泰久**  
自民議連 (5)  
昭和51.5.1

広島市西区



ふくち もとひろ  
**福知 基弘**  
民主県政会 (5)  
昭和47.3.10



やまき しげる  
**山本 茂**  
自民議連 (2)  
昭和54.4.25



おかべ ちづる  
**岡部 千鶴**  
公明党 (1)  
昭和41.11.21



いぬどう ひでのり  
**犬童 英徳**  
民主県政会 (9)  
昭和20.1.28



つばかわ たつひろ  
**坪川 竜大**  
自民議連 (2)  
昭和46.3.2



かんだ たかひこ  
**神田 隆彦**  
自民議連 (1)  
昭和37.7.23



あいざわ たかし  
**相澤 孝**  
公明党 (1)  
昭和54.7.12



すなはら たかひろ  
**砂原 崇弘**  
義友会 (1)  
昭和57.11.13

広島市安佐南区



くりはら しゅんじ  
**栗原 俊二**  
公明党 (6)  
昭和34.12.18



たかひろ じゅん  
**鷹廣 純**  
民主県政会 (3)  
昭和49.11.5

竹原市・豊田郡



もりかわ いえただ  
**森川 家忠**  
自民議連 (5)  
昭和36.10.12

三原市・世羅郡



くわき よしのり  
**桑木 良典**  
民主県政会 (5)  
昭和45.10.5



いとう えいじ  
**伊藤 英治**  
自民議連 (2)  
昭和37.7.31







# 委員会名簿

## 議会運営委員会

任期 7.7.2～  
(7.7.1 選任)

| 委員長   | 副委員長 | 委員    |       |       |       |       |      |       |      |             |  |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------------|--|
| 下森 宏昭 | 高田 稔 | 尾熊 宮崎 | 良一 康則 | 三好 西本 | 良治 博之 | 出原 鷹廣 | 昌直 純 | 竹原 玉重 | 哲 輝吉 | 井上謙一郎 八幡原 圭 |  |

## 常任委員会

任期 7.7.2～  
(7.7.1 選任)

| 委員会名                        | 委員長   | 副委員長  | 委員             |                |              |                |                |       |  |  |  |  |
|-----------------------------|-------|-------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|-------|--|--|--|--|
| 総務委員会<br>11人                | 林 大蔵  | 柿本 忠則 | 緒方 直之<br>狭戸尾 浩 | 瀧本 実<br>出原 昌直  | 高田 灰岡        | 稔 香奈           | 藤井 敏子<br>山下 守  | 岡部 千鶴 |  |  |  |  |
| 生活福祉<br>保健委員会<br>11人        | 尾熊 良一 | 山形しのぶ | 宇田 伸<br>中原 好治  | 山下 智之<br>伊藤真由美 | 鷹廣 純<br>蔵本 健 | 村上 栄二<br>山木 茂  | 恵飛須圭二          |       |  |  |  |  |
| 農林水産<br>委員会<br>10人          | 的場 豊  | 玉重 輝吉 | 檜山 俊宏<br>安井 裕典 | 小林 栗原<br>秀矩 俊二 | 桑木 窪田        | 良典 泰久          | 河村 晃子<br>八幡原 圭 |       |  |  |  |  |
| 建設委員会<br>11人                | 畑石 顕司 | 稲葉 潔  | 城戸 常太<br>犬童 英徳 | 中本 隆志<br>森川 家忠 | 下森 宏昭        | 宏昭 正啓          | 坪川 竜大<br>本長 糧太 | 砂原 崇弘 |  |  |  |  |
| 文教委員会<br>10人                | 神田 隆彦 | 相澤 孝  | 富永 健三<br>東 保幸  | 沖井 井原<br>純 修   | 吉井 西本        | 清介 博之          | 竹原 哲<br>上野 寛治  |       |  |  |  |  |
| 警察・商工<br>労働委員会<br>11人(欠員1人) | 伊藤 英治 | 加納 孝彦 | 松岡 宏道<br>金口 巖  | 福知 宮崎          | 基弘 康則        | 三好 良治<br>富永やよい | 井上謙一郎 岡野 斉也    |       |  |  |  |  |

## 特別委員会

(7.7.1 設置、選任)

| 委員会名                                 | 委員長   | 副委員長  | 委員             |               |               |                |                |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------|-------|-------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--|--|--|--|--|
| DX推進・行財政対策<br>特別委員会<br>12人           | 山木 茂  | 高田 稔  | 小林 秀矩<br>東 保幸  | 瀧本 実<br>畑石 顕司 | 蔵本 健<br>灰岡 香奈 | 本長 糧太<br>加納 孝彦 | 富永やよい<br>相澤 孝  |  |  |  |  |  |
| 若者減少・少子化対策<br>特別委員会<br>10人           | 西本 博之 | 岡野 斉也 | 宇田 伸<br>富永 健三  | 吉井 福知         | 清介 基弘         | 岡部 千鶴<br>山形しのぶ | 河村 晃子<br>上野 寛治 |  |  |  |  |  |
| 持続可能で活力ある<br>地域づくり対策<br>特別委員会<br>10人 | 出原 昌直 | 鷹廣 純  | 城戸 常太<br>栗原 俊二 | 沖井 窪田         | 純 泰久          | 伊藤真由美 稲葉 潔     | 藤井 敏子<br>八幡原 圭 |  |  |  |  |  |
| 国際平和・観光振興<br>特別委員会<br>10人            | 恵飛須圭二 | 竹原 哲  | 緒方 直之<br>金口 巖  | 宮崎 的場<br>康則 豊 | 林 大蔵<br>神田 隆彦 | 井上謙一郎 砂原 崇弘    |                |  |  |  |  |  |
| 産業競争力強化・<br>人手不足対策<br>特別委員会<br>10人   | 坪川 竜大 | 山下 守  | 松岡 宏道<br>中原 好治 | 井原 森川         | 修 家忠          | 尾熊 良一<br>伊藤 英治 | 村上 栄二<br>柿本 忠則 |  |  |  |  |  |
| 県土強靱化・危機管理強化対策<br>特別委員会<br>10人(欠員1人) | 石津 正啓 | 玉重 輝吉 | 檜山 俊宏<br>犬童 英徳 | 安井 下森         | 裕典 宏昭         | 桑木 良典<br>狭戸尾 浩 | 三好 良治          |  |  |  |  |  |

(7.7.1 設置、選任)

|                              |       |      |       |       |      |       |       |     |       |      |             |
|------------------------------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|-----|-------|------|-------------|
| 広島都心エリア活性化推進<br>特別委員会<br>12人 | 安井 裕典 | 瀧本 実 | 福知 窪田 | 基弘 泰久 | 三好 林 | 良治 大蔵 | 竹原 山木 | 哲 茂 | 山下 加納 | 守 孝彦 | 井上謙一郎 上野 寛治 |
|------------------------------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|-----|-------|------|-------------|

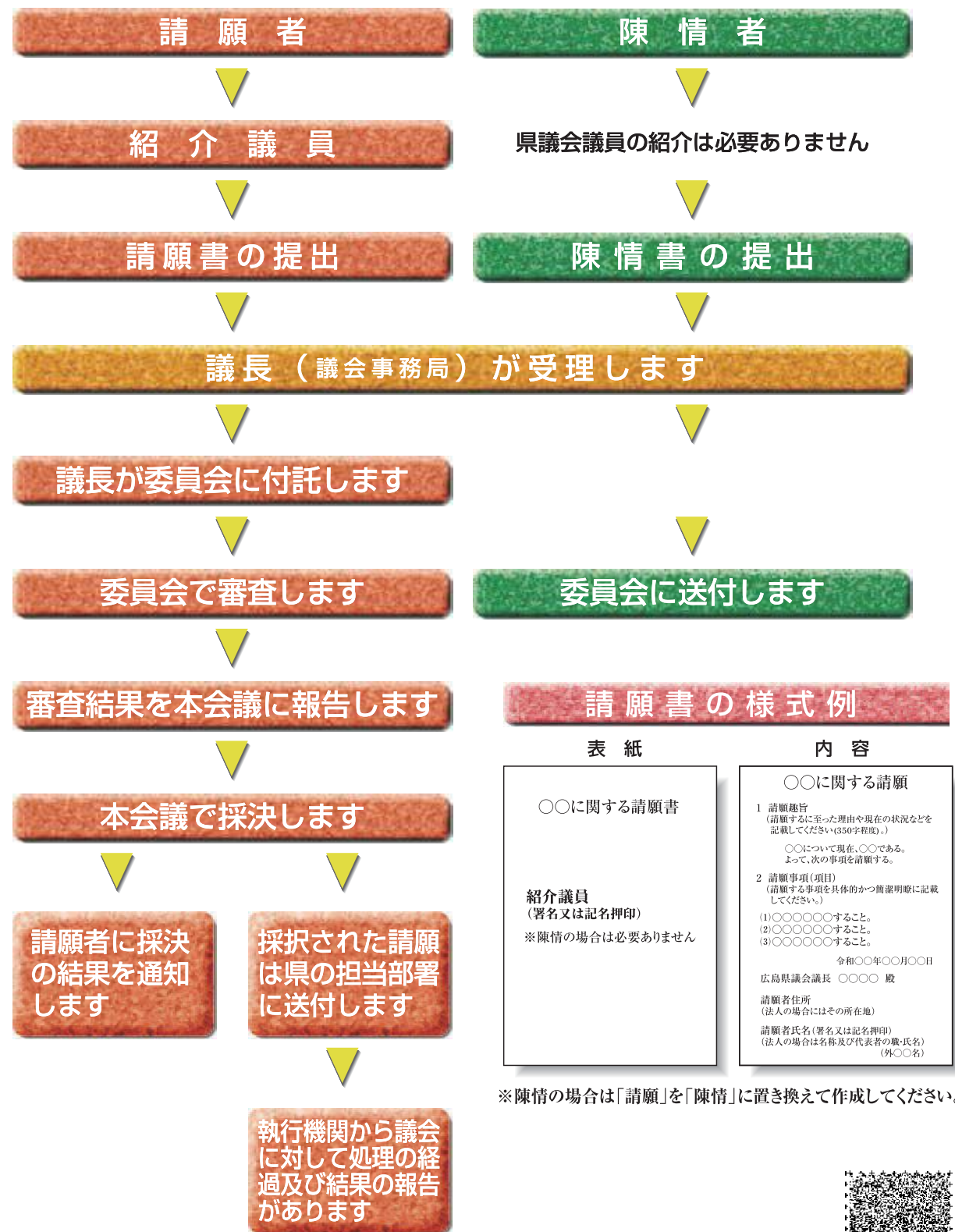
(7.7.1 設置、選任)

|                         |       |      |                |       |       |       |     |       |       |       |  |
|-------------------------|-------|------|----------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|--|
| 議員定数等調査<br>特別委員会<br>12人 | 緒方 直之 | 東 保幸 | 富永 健三<br>下森 宏昭 | 吉井 尾熊 | 清介 良一 | 瀧本 的場 | 実 豊 | 出原 昌直 | 玉重 輝吉 | 山形しのぶ |  |
|-------------------------|-------|------|----------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|--|

# 請願・陳情

請願・陳情は、県民のみなさんの意見や要望を直接県政に反映させるための大切な制度です。  
県の行政に対して意見や要望があるときは、県議会に直接、請願や陳情を提出することができます。  
請願を提出するときは、県議会議員の紹介が必要ですが、陳情は県議会議員の紹介がなくてもできます。

## 請願・陳情の流れ 誰でも請願・陳情することができます



## 請願書の様式例

表紙 内容

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇〇に関する請願書                            | 〇〇に関する請願                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 紹介議員<br>(署名又は記名押印)<br>※陳情の場合は必要ありません | 1 請願趣旨<br>(請願するに至った理由や現在の状況などを記載してください(350字程度)。)<br>〇〇について現在、〇〇である。<br>よって、次の事項を請願する。<br>2 請願事項(項目)<br>(請願する事項を具体的かつ簡潔明瞭に記載してください。)<br>(1)〇〇〇〇〇〇すること。<br>(2)〇〇〇〇〇〇すること。<br>(3)〇〇〇〇〇〇すること。<br>令和〇〇年〇〇月〇〇日<br>広島県議会議長 〇〇〇 殿<br>請願者住所<br>(法人の場合にはその所在地)<br>請願者氏名(署名又は記名押印)<br>(法人の場合は名称及び代表者の職・氏名)<br>(外〇〇名) |

※陳情の場合は「請願」を「陳情」に置き換えて作成してください。



# 県議会の傍聴

本会議や委員会の審議状況をご覧になれます。ぜひ、県議会までお越しください。



本会議場



委員会室



委員会モニター室

- ・概ね年4回、定例会(2月、6月、9月、12月)が開催されています。その他、臨時会が開会されることもありますので、開会日をご確認ください。
- ・傍聴を希望される方は、本会議の開かれる日に、議事堂1階の受付で傍聴券をお受け取りください。受付は午前9時からです。
- ・聴覚に障害のある方が傍聴する際に、手話通訳をご利用いただけます。なるべく傍聴希望日の5日前(ただし、閉庁日は除く)の午後5時までに、手話通訳申込書をご提出ください。
- ・児童または乳幼児を同伴される方は、電話または口頭でのお申し込みにより親子傍聴室をご利用いただけます。



親子傍聴室

- ・本会議の専門的、予備的な審査機関として、6つの常任委員会(総務、生活福祉保健、農林水産、建設、文教、警察・商工労働)をはじめ、予算特別委員会、決算特別委員会、その他の特別委員会が設置されます。
- ・常任委員会は、本会議の会期中に開催されるほか、毎月概ね19日に開かれています。また、特別委員会も定期的ではありませんが、随時開かれています。委員会の開会日をご確認ください。
- ・委員会の審議状況については、議事堂1階の会議室において、モニターテレビによりご覧いただけます。
- ・ご希望の方は、委員会の開かれる日に、議事堂1階の受付でお申し込みください。受付は、委員会開会予定時刻の1時間前からです。
- ・希望者が多数の場合は抽選になりますので、ご了承ください。

お問い合わせは、議会事務局議事課 (082-513-4732) へどうぞ。

# 県議会の情報公開など

## ●制度の概要●

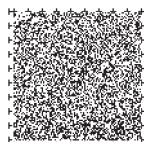
「開かれた議会」の一層の推進を図るため、平成15年4月から県議会の情報公開制度を開始しました。また、平成18年4月には、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度を開始しました。

## ●開示請求の対象●

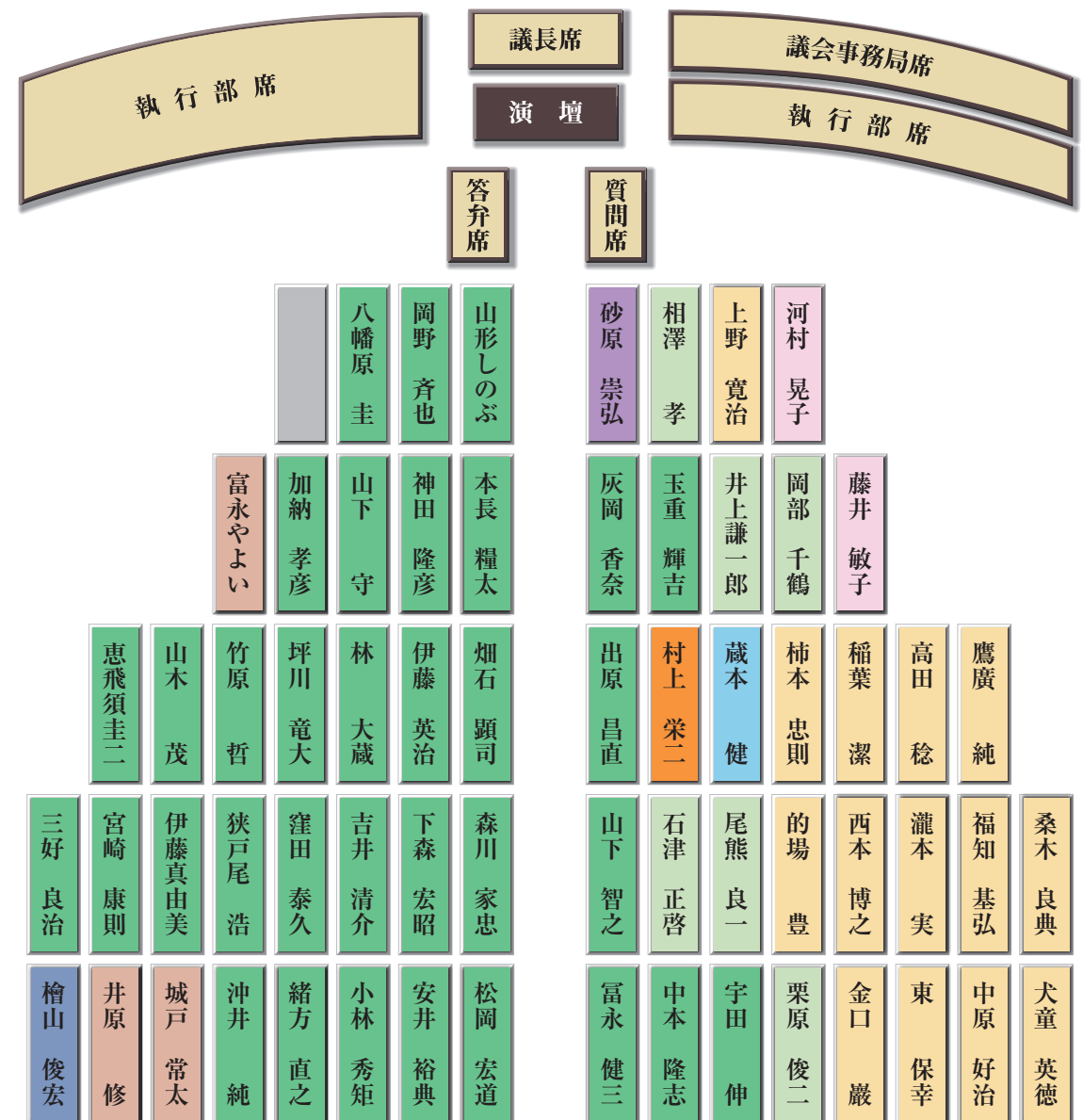
開示請求の対象となる公文書は、議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして議会が保有しているものに限ります。開示請求ができる個人情報についても、これらの公文書に記録されたものに限ります。

## ●開示請求ができる方●

どなたでも公文書または自己に関する個人情報の開示を請求することができます。



# 県議会議場図



## 広島県議会の会派並びに代表

### 自由民主党広島県議会議員連盟

会長 松岡 宏道

### 広島県議会民主県政会

会長 東 保幸

### 公明党広島県議会議員団

団長 栗原 俊二

### 自由民主党広島県議会広志会

会長 城戸 常太

### 日本共産党広島県議会議員団

団長 藤井 敏子

### 自由民主党広島県議会議員会

代表 檜山 俊宏

### 無所属ひとわ

代表 蔵本 健

### ひろしま、刷新。

代表 村上 栄二

### 義友会

代表 砂原 崇弘

